

平成 2 2 年度

定期監査（第 1 次）結果報告書

平成 2 2 年 7 月 2 6 日

北見市監査委員

平成22年度 定期監査（第1次）結果

1 監査の対象

監査の対象部局等については、本年度の北見市監査計画に基づき、次のとおり定めました。

- 企画財政部 企画課、行政評価・行財政改革担当
- 総務部 文書課、職員課・職員研修、市民税課
- 市民環境部 市民活動課、クリーンライフセンター
- 保健福祉部 社会福祉課
- 農林水産部 水産課
- 商工観光部 産業連携推進課
- 都市建設部 建築課、地図・地籍
- 学校教育部 学校給食センター
上常呂小学校、北光中学校
- 社会教育部 高栄児童センター

2 監査の期間

平成22年5月20日(木)から6月30日(水)まで
(うち、現地監査6月15日(火))

3 監査の主眼及び方法

平成21年10月から平成22年3月までにおける財務に関する事務事業について、財務規則等に基づき事務処理が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、収入に関する事務については収納状況等、支出に関する事務については予算の執行状況全般のほか、契約（工事、業務委託等）、物品等の管理・保管を主たる対象事項として実施しました。

4 監査の結果等

(1) 結果の区分

監査結果については、次の2区分とし、それぞれ該当するものについて、この区分により記載をしました。

・指摘事項

違法又は不当な事項に該当し、是正若しくは改善が必要なもの又は未然防止のため今後十分な注意を要するもの

・指導事項

違法又は不当な事項に該当しないが、現状の方策、処理方法等については是正又は改善の必要があると認められるもの

※「違法」とは、法令（市の条例、規則、その他の内部規程を含む。）の規定に違反することをいい、「不当」とは、違法ではないものの、行為、状態等が実質的に妥当性を欠き適当でないものをいいます。

（２）監査の結果

収入及び支出関係ともに、予算及び関係法令に基づき、概ね適正に執行されていることが認められましたが、事務処理の一部に、次のような是正又は改善の必要がある事項を確認しました。

〔共通指摘事項〕

ア．時間外勤務等命令の事務処理について

勤務時間の変更に伴う振替時間の整理や、月の集計時間数に誤りがありましたので、「時間外勤務の手引き」（平成22年4月総務部職員課）等に基づく事務処理方法に従って、適切な処理に努めてください。

〔個別指摘事項〕

ア．理科薬品等の管理について（北光中学校）

薬品の保管については、毒物と劇薬はそれぞれ別に保管することとなっておりますが、同じ場所で保管されておりましたので、「学校事務の手引」（平成21年4月教育委員会）等に基づく理科薬品等の管理方法に従って、適切な管理に努めてください。

なお、この件についてはこれまでの監査におきましても、再三にわたり指摘してきたところでありますので、あらためて安全管理の徹底を図ってください。

監査の結果に基づき講じた措置（平成22年11月18日公表）

平成22年度定期監査（第1次） 結果の内容	市長および教育委員会が講じた措置
<p>（共通指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・時間外勤務等命令の事務処理 勤務時間の変更に伴う振替時間の整理や、月集計時間数の誤りがあった。 	<p>勤務時間の変更に伴う振替時間の整理及び月集計時間数の誤りについて、直ちに訂正し、これに基づき支出処理を行った。</p>
<p>（個別指摘事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理科薬品等の管理について（北光中学校） 薬品の保管は毒物と劇薬は、それぞれ別に管理することとなっているが、同じ場所で保管されていたケースがあった。 	<p>理科薬品の保管について、新たに薬品保管庫を購入し、劇薬と毒物は別々の保管庫で保管することとした。</p> <p>また、学校事務の手引きに基づく管理方法に従い、適正な管理に努めるよう学校長に対し指示し、市内小中学校全校を現地確認のうえ、適正管理の周知徹底を図った。</p> <p>今後はわかりやすい手引きへの見直しを進めることとした。</p>